

## 前期基本計画 平成28年度 施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちを目指します

基本施策 : 02 安心と希望のある生活への支援

施 策 : 01 要保護者等への支援

<b>施策担当職・氏名</b>	生活福祉課長 菊池 靖
-----------------	-------------

### 1. 施策の実現状況を明らかにする

#### (1) 施策の内容

	<p>生活に困窮した方には、国が国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度があり、市民の最後のセーフティネットとして、制度の適正な実施を行うことにより、市民の幸福感を育む地域環境の土台を培って参ります。</p>
--	--

#### (2) 施策目標値の達成状況

No	この施策に関わる施策目標指標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値					目標値	進捗状況
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	進捗率(%)	
1	暮らし 滝沢市はみんなが支え合うことで地域の課題を解決できる市だと思っている割合 単位 %	41.7	43 38.5	45 -	47 -	50 -	51 -	- 0.0	
2	幸福 滝沢市で幸せに暮らしている人の割合 単位 %	61	62 57.6	64 -	66 -	68 -	70 -	- 0.0	
	単位								

#### (3) 施策を構成する事務事業及び目標値の達成状況

No	事務事業名 事務事業目標指標	推移	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	4年後
1	11741 行旅死病人等取扱事業 身元不明又は葬祭を行う者がいない死亡人 単位 人	目標値 実績	1 0	1 0	1 -	1 -	1 -	1 -	1 -
2	11793 生活保護事業 生活保護受給世帯数 単位 世帯	目標値 実績	342 289	300 300	311 -	323 -	335 -	348 -	348 -
3	11794 中国残留邦人生活支援給付事業 支援給付受給世帯数 単位 世帯	目標値 実績	1 1	1 1	1 -	1 -	1 -	1 -	1 -
4	13018 生活保護総務事務 生活保護受給世帯数 単位 世帯	目標値 実績	342 289	300 300	311 -	323 -	335 -	348 -	348 -
	単位	目標値 実績							

## 前期基本計画 平成28年度 施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちを目指します

基本施策 : 02 安心と希望のある生活への支援

施 策 : 01 要保護者等への支援

施策担当職・氏名 生活福祉課長 菊池 靖

## 2. 施策の実現に向けての現状を認識する

## (1) 施策目標の進捗状況分析

生活保護制度を適切に運用していることから施策目標は達成していると思われま

## (2) 施策の実現に影響する社会環境変化

非正規雇用の増加、高齢化率の上昇、「血縁」や「地縁」の希薄化、孤立化など雇用環境や社会環境の構造的な変化などにより、誰もが生活困窮に至るリスクに直面しており、生活保護受給者が増加する傾向にあります。

生活保護法の改正など生活保護制度の見直しが行われています。

## (3) 基本施策との関連性

要保護者に対し、最後のセーフティネットとして生活保護制度を確実に適用し、安心ある生活を支えるとともに希望をも

っていただけるよう自立に向けた支援を行います。

## 3. 施策の実現に向けての取り組みを決定する

## (1) 施策の達成（実現）に向けた基本計画内の取り組みと方針

生活保護の受給者など要保護者等への支援については、生活保護運営体制の整備や充実・強化を図っていく必要があります。生活保護のケースワーカーなど相談支援に当たる職員の育成や支援技術の向上を図るとともに、庁内や庁外の関係機関との支援のネットワークを構築し、段階的に地域まで広げていき、基本計画の最終年度までには、地域の中で、ニーズの掘り起しや新たな社会資源との連携づくりなど、地域全体で支援する仕組みを充実させることにより、生活に困窮した方々の安心した生活、希望ある生活の実現に向けて取り組みます。

## (2) 基本計画内の取り組みと方針のうち、平成28年度の重点課題

生活保護のケースワーカーを研修機会を確保するなどして育成するとともに、庁内の連携体制を強化し、支援のネットワークの構築に努めます。

## (3) 基本計画内方針及び平成28年度重点課題に基づく優先順位の考え方

- 1 生活保護法に係る事務事業、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に係る事務事業
- 2 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に係る事務事業

